

2020年通常枠_資金分配団体の公募_公募システム入力情報_規程類に含める必須項目の確認書

団体名:	特定非営利活動法人えひめグローバルネットワーク
------	-------------------------

後日提出の誓約: あり

No.	規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)	開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款第25条	通常総会は毎事業年度1回開催する。
(2)	招集権者		公募申請時に提出	定款第26条	総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
(3)	招集理由		公募申請時に提出	定款第24、25条	定款の変更、解散および合併、事業計画および活動予算、事業報告および活動決算、役員を選任および解任理事会が必要と認め招集の請求をしたとき、正会員総数の5分の1以上からの請求、監事からの招集
(4)	招集手続		公募申請時に提出	定款第26条3	招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
(5)	決議事項		公募申請時に提出	定款第24条	定款の変更、解散および合併、事業計画および活動予算、事業報告および活動決算、役員を選任および解任
(6)	決議（過半数が3分の2か）		公募申請時に提出	第29条	出席した正会員の過半数
(7)	特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	第30条4	特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
(8)	議事録の作成		公募申請時に提出	第31条	議事録の作成
●理事会の構成に関する規程					
(1)	理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	・定款	公募申請時に提出	第14条3	3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない
(2)	理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	第13条	理事、監事の人数明記
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)	開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	第34条	代表理事が必要と定めるとき、理事の2分の1以上から招集の請求があったとき、監事から招集の請求があったとき
(2)	招集権者		公募申請時に提出	第35条	代表理事が招集する。
(3)	招集理由		公募申請時に提出	第34条	代表理事が必要と定めるとき、理事の2分の1以上から招集の請求があったとき、監事から招集の請求があったとき
(4)	招集手続		公募申請時に提出	第35条3	理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
(5)	決議事項		公募申請時に提出	第37条	第35条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
(6)	決議（過半数が3分の2か）		公募申請時に提出	第37条	理事の2分の1以上の同意
(7)	特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	第38条4	特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(8)	議事録の作成		公募申請時に提出	第39条	指定事項を記載した議事録の作成
●役員及び評議員の報酬等に関する規程					

(1)	役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	・役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	報酬の支払い方法		内定後指定期日までに提出		
●職員の給与等に関する規程					
(1)	基本給、手当、賞与等	・給与規程	公募申請時に提出	第10条、11、12、14、18条	賞金の構成、賞与の支給
(2)	給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	第7条	賞金算定方法
●理事の職務権限に関する規程					
(1)	JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	・理事の職務権限規程	内定後指定期日までに提出		

●倫理に関する規程					
(1)	基本的人権の尊重	・倫理規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)				
(3)	私的利益追求の禁止				
(4)	利益相反等の防止及び開示				
(5)	特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること				
(6)	情報開示及び説明責任				
(7)	個人情報の保護				
●利益相反防止に関する規程					
(1)-1	利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後指定期日までに提出		
(1)-2	利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後指定期日までに提出		
(2)	自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後指定期日までに提出		
●コンプライアンスに関する規程					
(1)	コンプライアンス担当組織 実施等担当部署が設置されていること	・コンプライアンス規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担当部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後指定期日までに提出		
(3)	コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後指定期日までに提出		
●公益通報者保護に関する規程					
(1)	ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	・内部通報(ヘルプライン)規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後指定期日までに提出		
●情報公開に関する規程					
(1)	以下の1～4の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	・情報公開規程	内定後指定期日までに提出		
●文書管理に関する規程					
(1)	決裁手続き	・文書管理規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	文書の整理、保管		内定後指定期日までに提出		
(3)	保存期間		内定後指定期日までに提出		
●リスク管理に関する規程					
(1)	具体的リスク発生時の対応	・リスク管理規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	緊急事態の範囲		内定後指定期日までに提出		
(3)	緊急事態の対応の方針		内定後指定期日までに提出		
(4)	緊急事態対応の手順		内定後指定期日までに提出		
●監事の監査に関する規程					
(1)	監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	・監事監査規程	公募申請時に提出	定款第15条5	監事は、理事の業務執行状況の監査、法人の財産の状況を監査、定款違反事実等の報告、必要な場合は総会を招集

●経理に関する規程					
(1)	区分経理	・経理規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	会計処理の原則		内定後指定期日までに提出		
(3)	経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後指定期日までに提出		
(4)	勘定科目及び帳簿		内定後指定期日までに提出		
(5)	金銭の出納保管		内定後指定期日までに提出		
(6)	収支予算		内定後指定期日までに提出		
(7)	決算		内定後指定期日までに提出		
●組織(事務局)に関する規程					
(1)	組織(業務の分掌)	・事務局規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	職制		内定後指定期日までに提出		
(3)	職責		内定後指定期日までに提出		
(4)	事務処理(決裁)		内定後指定期日までに提出		

特定非営利活動法人えひめグローバルネットワーク

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人えひめグローバルネットワークと称する。英語の名称を Ehime Global Network とし、通称をわくわくとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、国内外を問わず、地球規模の視点で捉えながら、グローバルに国際、平和、環境、人権、福祉など、社会全般に関する様々な問題の解決・改善を図るため、複数分野を横断して市民参加型で国際協力活動の推進と、地球市民教育の普及、セクター内外のパートナーシップとネットワークづくり、および持続可能な市民社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) まちづくりの推進を図る活動
- (7) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 国際協力・フェアトレード事業
 - ② 環境保全事業
 - ③ 講座・セミナー・研修等開催事業
 - ④ 講師派遣事業
 - ⑤ NGO/NPO および地域のネットワーク事業
 - ⑥ 情報提供・相談業務事業
 - ⑦ その他、この法人の目的達成に必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① 不動産貸付業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益が生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員：この法人の目的に賛同して入会する個人および団体
- (2) 協力会員：この法人の目的に賛同して協力するために入会する個人および団体
- (3) 賛助会員：この法人の目的に賛同して賛助するために入会する個人および団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 代表理事が、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面又は電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員等

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。
- 3 理事のうち、1人以上2人以下を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。

- 2 代表理事および副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

(顧問)

第21条 この法人に顧問を若干名置くことができる。顧問は理事会の議決を経て代表理事が任命する。

2 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 顧問は代表理事の諮問に対して、理事会に出席して意見を述べるができる。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散および合併

(3) 事業計画および活動予算

(4) 事業報告および活動決算

(5) 役員を選任および解任

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員の総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第25条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、特に緊急を要する事項で、出席した正会員の2分の1以上の者が同意する場合はこの限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議が

あったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号および第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者、若しくは表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(種別)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画および収支予算の変更

(4) 役員の職務および報酬

(5) 会費の額および変更

(6) 会員の除名

(7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）、その他新たな義務の負担および権利の放棄

(8) 事務局の組織および運営

(9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電子メールをもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招 集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第34号第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(議 決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、特に緊急を要する事項で、出席した理事の2分の1以上の者が同意する場合はこの限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第39号第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画および予算)

第45条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所およびその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 正会員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報又は愛媛新聞に掲載して行う。

但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	竹 内 よし子
理 事	林 知 美
同	肥 田 浩 一
同	松 本 啓 文
監 事	鈴 木 靖 彦
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2007年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から2006年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正 会 員	年会費	10,000円 (個人および団体)
協力会員	年会費	3,000円 (個人および団体)
賛助会員	年会費(一口)	20,000円 (一口以上、個人および団体)

賃金規程

特定非営利活動法人 えひめグローバルネットワーク

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人えひめグローバルネットワーク（以下「法人」という。）の就業規則の定めに基づき、職員の給与に関する事項を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則に定める職員に適用する。ただし、パートタイマー、アルバイト及び嘱託である職員については個別労働契約によるものとする。

第2章 賃金

第1節 賃金の支払いと計算

(賃金の支払方法)

第4条 賃金は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、職員が同意した場合は、その指定する金融機関等の口座への振込みにより賃金の支払いを行う。

(賃金の控除)

第5条 次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険及び厚生年金保険の保険料（介護保険料を含む。）の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 労使協定により賃金から控除することとしたもの

(賃金の計算期間及び支払日)

第6条 賃金は、当月1日から当月末日までの分について、翌月末日に支払う。ただし、賃金支払日が休日にあたるときは、その前日に支払う。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、職員（本人が死亡したときはその者の収入によって生計を維持されていた者）の請求により、賃金支払日以前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

- (1) 本人の死亡、退職、解雇のとき
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼又は葬儀など臨時の費用に充てるとき
- (3) その他特別の事情がある場合であって、法人が必要と認めたとき

(賃金の計算方法)

第7条 賃金計算期間の途中に入社、退職、休職又は復職した場合は、その月の賃金を下記の算式により日割計算して支払う。ただし、諸手当については別途計算する場合があります、手当の性質により、全額支給または不支給とすることもある。

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1か月平均所定労働日数}} \times \text{出勤日}$$

2 遅刻、早退および欠勤については、その時間または日の賃金を控除する。計算方法は、基本給を1日の所定労働時間または1か月平均所定労働日数で除して行うものとし、諸手当についてはそれぞれの性質を考慮のうえ別途計算する。

(休暇休業等の賃金)

第9条 就業規則に定める年次有給休暇及び特別休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

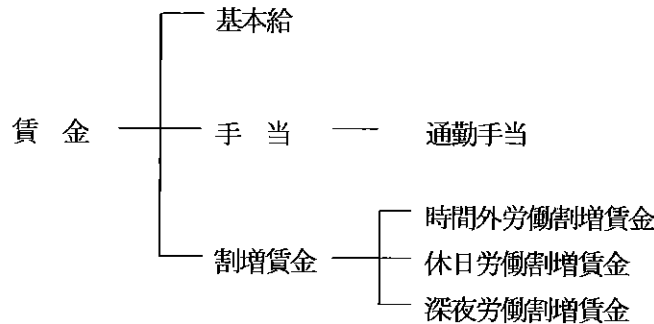
- 2 次の休暇及び休業期間等は無給とする。
 - (1) 産前産後休業
 - (2) 育児・介護休業期間

- (3) 育児時間
 - (4) 生理日の措置の日又は時間
 - (5) 母性健康管理のための休暇等の時間
 - (6) 公民権行使の時間又は日
 - (7) 就業規則に定める休職期間
- 3 法人の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1日につき平均賃金の6割とする。

第2節 月例賃金

(賃金の構成)

第10条 賃金の構成は次のとおりとする。



(基本給)

第11条 基本給は、各自の技術、技能、経験及び年齢等を総合考慮のうえ決定する。

(通勤手当)

第12条 職員に対し、通勤手当を支給することがある。支給額はその都度決定する。

(その他手当)

第14条 前条のほか、手当を支給することがある。支給内容、支給額はその都度決定する。

(変更の届出義務、不正の届出)

第15条 通勤経路を変更するとき及び通勤距離に変更が生じたときは、1週間以内に法人に届け出なければならない。

- 2 前項の届出を怠ったとき、又は不正の届出により通勤手当その他の賃金を不正に受給したときは、その返還を求め、就業規則の定めに基づき懲戒処分を行うことがある。

(割増賃金)

第16条 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。ただし、就業規則第24条(適用除外)に該当する者は、第1号及び第2号の時間外、休日に関する割増賃金は適用しない。

- (1) 時間外労働割増賃金(法定労働時間を超えて労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{技能手当}}{\text{1か月平均所定労働時間}} \times (1 + 0.25) \times \text{法定時間外労働時間数}$$

- (2) 休日労働割増賃金(法定の休日に労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{技能手当}}{\text{1か月平均所定労働時間}} \times (1 + 0.35) \times \text{法定休日労働時間数}$$

- (3) 深夜労働割増賃金(午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{技能手当}}{\text{1か月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

- 2 1か月の時間外労働が45時間を超えたとき及び1年間の時間外労働が360時間を超えたときの割増率も2割5分とする。なお、1年間の時間外労働が360時間を超えたときの計算について、すでに1か月45時間を超えた時間として計算しているものは、重複して計算しない。
- 3 第1項各号の1か月平均所定労働時間数は、次の算式により計算し、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

$$\text{年間所定労働日数} \times \text{1日所定労働時間数} \div 12$$

(賃金の改定)

第17条 基本給及び諸手当等の賃金の改定(昇給、降給、現状維持のいずれかとする。)を行うことがある。その場合、原則として毎年7月1日に行うこととし、改定額については、法人の業績及び職員の勤務成績等を勘案して各人ごとに決定する。

- 2 前項のほか、特別に必要なときは、臨時に賃金の改定を行うことがある。

第3節 賞与

(賞与)

第18条 業績を勘案して、賞与を支給することがある。支給時期及び支給額については、その都度決定する。

付 則

この規程は、平成29年12月1日より改定実施する。

履歴事項全部証明書

愛媛県松山市東雲町5番6号
 特定非営利活動法人えひめグローバルネットワーク

会社法人等番号	5000-05-002033	
名称	特定非営利活動法人えひめグローバルネットワーク	
主たる事務所	愛媛県松山市祝谷四丁目1番13号	
	愛媛県松山市東雲町5番6号	平成22年 9月 1日移転 平成22年 9月 1日登記
法人成立の年月日	平成17年10月6日	
目的等	<p>目的及び事業</p> <p>この法人は、国内外を問わず、地球規模の視点で捉えながら、グローバルに国際、平和、環境、人権、福祉など、社会全般に関する様々な問題の解決・改善を図るため、複数分野を横断して市民参加型で国際協力活動の推進と、地球市民教育の普及、セクター内外のパートナーシップとネットワークづくり、および持続可能な市民社会の構築に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国際協力の活動 2 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 3 環境の保全を図る活動 4 社会教育の推進を図る活動 5 子どもの健全育成を図る活動 6 まちづくりの推進を図る活動 7 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 8 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①国際協力・フェアトレード事業 ②環境保全事業 ③講座・セミナー・研修等開催事業 ④講師派遣事業 ⑤NGO/NPOおよび地域のネットワーク事業 ⑥情報提供・相談業務事業 ⑦その他、この法人の目的達成に必要な事業 <p>(2) その他の事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①不動産貸付業 <p style="text-align: right;">平成21年12月15日変更 平成21年12月22日登記</p>	

役員に関する事項	[Redacted] 理事 <u>竹内よし子</u>	平成27年 7月 7日就任
	[Redacted] 理事 <u>竹内よし子</u>	平成27年 7月21日登記
	[Redacted] 理事 <u>竹内よし子</u>	平成29年 7月 1日重任
資産の総額	金929万3731円 平成28年 5月31日変更	平成28年 6月10日登記
	金912万7245円 平成29年 3月31日変更	平成29年 6月15日登記
	金1046万2237円 平成30年 3月31日変更	平成30年 6月29日登記
登記記録に関する事項	設立	平成17年10月 6日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 2年 7月22日
 松山地方務局
 登記官

宇山美幸

